事 務 連 絡 平成 27 年 8 月 31 日

各都道府県・指定都市番号制度担当課・室 御中

特定個人情報保護委員会事務局総務課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律第九条第二項の条例で定める事務に係る情報連携に関する当面の 事務処理手順等について

平成27年8月6日に開催された第55回特定個人情報保護委員会において、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項の条例で定める 事務(以下「独自利用事務」という。)であって、情報連携の対象となる事例等 が報告され、公表されたところです。

つきましては、当面の事務処理手順等を下記のとおりとしますので、これに基づき事務処理を進めていただきますようよろしくお願いします。また、貴都道府県内の市区町村に対しても、本件につき御連絡いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 当面の事務処理手順

当面の事務処理手順については、以下(1)から(3)までのとおりとします(図で示した別紙1(事務処理手順のイメージ)も参照してください。)。

なお、その後の事務処理手順等については、追って連絡します。

- (1) 平成 27 年 10 月までに処理いただく作業 情報連携を希望する独自利用事務の事前登録(※)
 - ※ システム改修作業の準備を行うため、情報連携を希望する独自利 用事務の事前調査を行うものです。なお、手順については別紙 2(事 前登録の手順)のとおりです。
- (2) 平成 27 年 12 月 (注 1) までに処理いただく作業

番号法第9条第2項に基づく条例を制定

注1 平成28年1月以降に条例を制定する場合については、現在関係省庁と協議中です。

(3) 平成 28 年 2 月までに処理いただく作業

情報連携を実施する独自利用事務について委員会に届出(注2) 注2 届出の様式については、委員会規則の制定後に公表予定です。

2 その他

平成27年8月6日付けで公表した「情報連携の対象となる番号法第9条第2項の条例で定める事務(独自利用事務)の事例等について」に関するQ&Aを作成しましたので参考にしてください

別紙 3「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」に基づく情報連携に関するQ&A(平成27年8月31日時点)

【連絡先】

特定個人情報保護委員会事務局 広報・調整担当 上田補佐、大槻、名塚

[Tel] 03-6441-3667

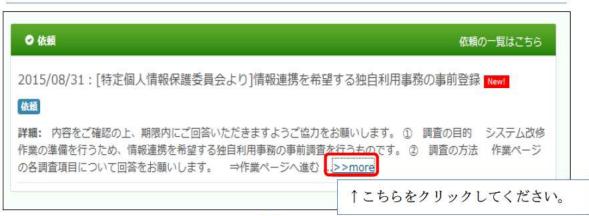
[Mail] kouhou.bangou@ppc.go.jp

別紙1 事務処理手順のイメージ(平成27年8月31日時点)

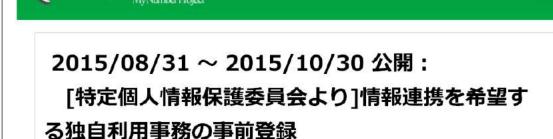
主体	事務処理手順	27. 7	8	9	10	11	12	28. 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	29. 1	2	3	4	5	6	7
地方 公共団体	(1)情報連携を 希望する独自 利用事務の事 前登録				\																					
地方 公共団体	(2)番号法第9 条第2項に基づ 〈条例を制定			·10月 条例制			12月議条例制						>>					以降 議中		olv	ては					
地方 公共団体	(3)情報連携を 実施する独自 利用事務につ いて委員会に 届出					届上	Ħ	届	出																	
特定 個人情報 保護委員会	届出内容の 精査・確認					出内容 E·確記			届出内精査・																	
特定 個人情報 保護委員会	届出内容に ついて委員会 HP上で公表							平	成2	8年	1月	以陷	降随	時么	\表	開始	ì									\

事前登録の手順について

↓ 1 Digital PMO の事前登録ページにログインしてください。







内容をご確認の上、期限内にご回答いただきますようご協力をお願いします。

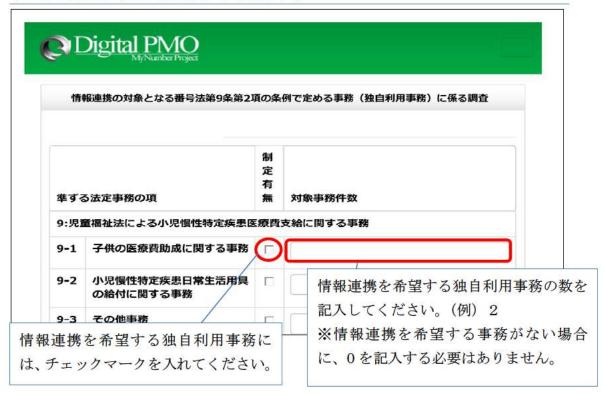
- ① 調査の目的
- システム改修作業の準備を行うため、情報連携を希望する独自利用事務の事前調査を行うものです。
- ② 調査の方法 作業ページの各調査項目について回答をお願いします。

⇒作業ページへ進む

Digital PMO

←こちらをクリックしてください。

♣ 2 画面に従って入力してください。



◆ 3 入力が全て終わったら、「完了」を押してください。



♣ 4 備考

- ・登録期間内であれば、「完了」を押した後も、再度ログインし、入力内容を修 正することができます。
- ・登録期間終了後は、登録ページにログインできません。
- ・情報連携を希望しない団体におかれましては、全て空欄の状態で「完了」を押 してください。